

体育施設利用団体各位

中野市長 池田 茂

中野市体育施設使用料金改定のお知らせ

受益者負担の適正化に関する指針により、令和元年10月1日から下記のとおり使用料が改定されることになりました。

なお、施設照明使用料等については、今回改定はございません。

また、使用料の減免基準も見直され、改定されました。

記

○使用料改定表

使用料名称	区分	単位	現行料金	改定料金
市営野球場使用料		1時間	1,200円	1,660円
市営運動場使用料		1時間	600円	900円
市民体育館使用料	体育館（片面）	1時間	500円	750円
市民体育館使用料	体育館（全面）	1時間	1,000円	1,500円
市民体育館使用料	役員室（開館時間の13時間30分で計算）	1回	300円	450円
市民体育館使用料	会議室（開館時間の13時間30分で計算）	1回	400円	600円
武道館使用料	剣道場	1時間	600円	900円
武道館使用料	柔道場	1時間	600円	900円
市営テニス場使用料	団体	1面・1時間	600円	700円
篠井川河川敷運動広場使用料		1時間	150円	220円
コミュニティスポーツセンター使用料	アリーナ	1時間	500円	750円
コミュニティスポーツセンター使用料	多目的ルーム	1時間	280円	420円
コミュニティスポーツセンター使用料	トレーニングルーム	1時間	100円	150円
コミュニティスポーツセンター使用料	会議室（開館時間の13時間30分で計算）	1回	300円	450円
屋内運動場使用料		1時間	450円	670円

○中野市体育施設及び中野市B&G海洋センター使用料減免基準改定表

使用者区分	減免率
市内に住所を有し、かつ、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている者（同行の介助者1名を含む。）が使用するとき。	$\frac{100}{100}$
市内に住所を有する70歳以上の者が使用するとき。	
市及び市の機関が主催又は共催する事業で使用するとき。	
指定管理者が施設の管理運営業務又は施設の目的に沿った自主事業で使用するとき。	
市内に所在する保育所、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校が保育又は教育の目的で使用するとき。	
その他市長が特に認めるものが使用するとき。	市長が認定した割合

中野市くらしと文化部 文化スポーツ振興課
 課長：佐々木 篤博
 係長：久保 初、担当：千田尚功
 電話：22-2111(内線395)